

(土木交通部河港課)

平成16年度においては新海浜、なぎさ公園など砂浜の浸食が著しい箇所について、突堤や養浜など浸食防止対策を実施するとともに、河川上流域からの土砂供給や琵琶湖における漂砂の動きなど流域全体を視野に入れた対策についても、長期的な課題として検討を進めている。

監査結果報告年月日	平成16年12月2日
-----------	------------

監 査 の 意 見
-----------

○琵琶湖における不法占用対策について

琵琶湖における不法占用については、レジャー利用の増加に伴いプレジャーボートなどの船舶が湖辺域に放置されたり、レジャー利用の多様化により小型のプレジャーボートなどへの需要の高まりから、保管施設に関して不法占用のものも見られる。これまでもその改善に向けた取り組みが進められているが、その効果がなかなか目に見えてあらわれていない。

広大な琵琶湖に応じた効果的な不法占用対策のあり方について検討し、早期の解決に努められたい。

当該監査の意見に基づき講じた措置の内容
---------------------

(土木交通部河港課)

不法占用については、その原因者において自主的に是正されることが原則であり、現場における是正指導を強化するとともに、必要に応じて、河川法などに基づく法的措置を実施していく。

また、プレジャーボートなど船舶による不法占用については、指導に従い移動したものが、他の場所で不法占用となっているものもあり、琵琶湖の特殊性や利用実態等も踏まえて効果的な対策を検討する。

なお、平成17年度より「河川適正利用対策班」を「琵琶湖不法占用対策室」に改組し、琵琶湖の不法占用対策の強化を図ることとした。

監査結果報告年月日	平成16年12月2日
-----------	------------

監 査 の 意 見
-----------

○違反屋外広告物対策について

毎年相当な費用をかけて違反屋外広告物の撤去を実施されているが、いっこうに減少する気配がない。単に撤去するのではなく、犯罪の摘発に向けて積極的な行動をとられたい。今般、迷惑ビラ等の配布、掲示について滋賀県迷惑行為等防止条例も改正されたところである。屋外広告物法が実態に即していないのであれば、法改正の働きかけも視野に入れ、その対策を検討されたい。

当該監査の意見に基づき講じた措置の内容
---------------------

(土木交通部都市計画課)

屋外広告物法の改正に基づき、屋外広告業者に対する規制を強化することによる違反広告物の減少を目的として、平成16年12月に屋外広告業者について届出制から登録制とする滋賀県屋外広告物条例の改正を行い平成17年4月1日から施行した。

屋外広告物は景観を構成する要素であるとともに住民に身近な事務であり、また、法改正により、景観法に基づく景観行政団体となった市町は屋外広告物条例を制定することが可能となったことから、当該市町に景観行政の一環として屋外広告物事務を行ってもらうよう協議を行っていく。

一方、違反広告物を許さないという地域の意識を高めることにより、違反広告物を減少させるため、希望する自治会等の地域住民への簡易除去権限の委任を検討し、迅速できめ細かい対応に努めていく。

なお、罰則の適用については、実際に違反広告物を表示した者を特定する必要があることから、告発等が困難な状況にあり、また広告主の責任についても、あいまいとなっているため、広告主の責任を法律上明確にするよう、近畿地区屋外広告物担当者会議等を通じて国に働きかけていくこととする。

監査結果報告年月日	平成16年12月2日
監 査 の 意 見	
<p>○八草トンネルについて</p> <p>八草トンネルおよびその付帯管理施設の管理については、協定により岐阜県が行い、その費用を支弁し、滋賀県は岐阜県に対し応分の負担金を支払うこととなっている。この維持管理に係る費用が、平成15年度は20,710,349円で、滋賀県は岐阜県に対して9,865,657円を支払っている。</p> <p>ところで、トンネル照明については、トンネル内部の特殊な条件下における安全かつ円滑な交通を確保することを目的とするが、一般的に交通量やトンネルの延長、または夜間時間等を考慮し、照明の平均路面輝度を低下させることは可能である。</p> <p>八草トンネルは交通量も比較的少なく、冬期は閉鎖されており、電気料等の経費節減について、岐阜県とも協議し、検討されたい。</p>	
<p>当該監査の意見に基づき講じた措置の内容</p> <p>(湖北地域振興局木之本建設管理部)</p> <p>八草トンネルは、滋賀県と岐阜県に存することから管理一切は、岐阜県が行い、本県は応分の経費を負担している。</p> <p>トンネル照明については、安全かつ円滑な交通を確保するためのものであり、安全が確保される範囲、かつトンネルの電気設備面で可能な範囲で照明灯を消灯し、経費節減に努めているところである。</p> <p>また、冬季通行止期間は全照明灯を消灯している。</p> <p>今後は、照明灯対策に加え、ジェットファンの点検方法（点検時には、今までは4基あるファンを1度に作動させていたが、1基ずつ作動させる点検方法）を検討するなど、岐阜県と協議しながら経費節減に努めていく。</p>	

監査結果報告年月日	平成16年12月2日
監 査 の 意 見	
<p>○指導力に課題を有する教員について</p> <p>指導力に課題を有する教員、いわゆる指導力不足教員については、教員の状況に応じて3つの区分により認定が行われ、この区分により、指導力回復のための研修や疾病等についての受診指導が行われている。</p> <p>社会情勢が大きく変化する中、学校教育が抱える課題はこれまで以上に複雑、多様化しているが、これらに対応できる教員が求められており、今後、一層、教員の資質の向上と指導力の充実を図られたい。</p>	
<p>当該監査の意見に基づき講じた措置の内容</p> <p>(教育委員会事務局教職員課)</p> <p>何らかの理由で「指導力不足」に陥った教員の指導力を回復するために、特別な研修等の対応が必要なことは言うまでもなく、総合教育センターに元教員を指導員として配置し、個々の課題に応じた研修を行っているが、そうした状況に至るまでの段階で、課題を把握し、適切な指導を行うことがより重要である。</p> <p>採用時の初任者研修で教員として基礎固めを行った上で、10年目研修による指導力の評価やこれに基づいた研修、日常の管理職による指導やベテラン教員による指導などを通じ指導力の維持、向上に一層努めていく。</p> <p>また、民間派遣研修など各種研修の効果的な実施に努めることはもとより、新たな人事評価制度を導入し、教職員の資質能力の向上に向けた体系的、組織的な取り組みを進めることにより、教育環境の変化に対応できる力量の養成や能力開発に努めていく。</p>	

監査結果報告年月日	平成16年12月2日
監 査 の 意 見	
<p>○財団法人滋賀県体育協会の組織の活性化について</p> <p>財団法人滋賀県体育協会において、役員等の選任が固定的になっているように見受けられる。社会情勢が大きく変化する中、その変化に的確に対応していくことが求められており、幅広く人材を求めるなどの方策を検討し、組織の活性化が図られるよう県として指導</p>	

をされたい。
当該監査の意見に基づき講じた措置の内容
(教育委員会事務局スポーツ健康課) 指定管理者制度の導入を踏まえ、今後民間事業者等と競争していくため、より広い人材を活用し、柔軟で効率的な組織体制が構築されるよう引き続き指導していく。

監査結果報告年月日	平成16年12月2日
監 査 の 意 見	
○スポーツ施設について 県立スポーツ施設について、例えば、彦根総合運動場のプールは、国際的な水準を満たさず、老朽化も進むなど、課題を有する状況であることから、今後、スポーツ施設について、中・長期的な展望に基づき、全国・国際レベルの大会も開催できる施設の整備・充実について検討されたい。	

当該監査の意見に基づき講じた措置の内容
(教育委員会事務局スポーツ健康課) スポーツ活動の中心となる彦根総合運動場や県立体育館などでは施設の老朽化が進んでおり、必要に応じて維持修繕を図っているところである。しかし、こうした施設の中には公認施設となっているものもあるが、全国大会や国際大会が開催できる水準の施設としては十分な状況にあるとは言えない。 こうしたことから、今後における大規模な大会への十分な対応という点からは、当然、新たな総合的なスポーツ施設の整備について検討する必要性は認識している。ただ、将来に向けての大規模な施設整備については、教育委員会としての取り組みの中で位置づけが必要であり、その整備の望ましいあり方について、他の部局とも連携しながら進める必要があると考えている。

(注) 課名については、平成17年 4 月 1 日現在の課名を記載。